

別 紙

答申第103号

答 申

1 審査会の結論

島根県議会議長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった「2015年3月2日に開催された文教厚生委員会の審議を録音したICデータ」（以下「本件録音ICデータ」という。）について、会議録を作成するための職員個人の段階の補助的な録音であり、公文書として管理していないため非公開とした決定を取り消し、本件録音ICデータを公文書として特定し、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）の規定に従って公開・非公開の判断をすべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成27年5月8日に本件異議申立人より条例第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「2015年3月2日に開催された文教厚生委員会の審議を録音したICデータ」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、会議録を作成するための職員個人の段階の補助的な録音であり、条例第2条第2項で規定されている公文書として管理していないという理由により、平成27年5月22日付けで非公開決定を行った。
- (4) 異議申立人は、この決定を不服として平成27年6月8日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成27年7月7日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

2015年3月2日に開催された文教厚生委員会の審議を録音したICデータの非公開決定処分取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第2条第2項該当性について

(ア) 速記の技能を有しない担当書記が記録したメモは正確性に欠け、逐語的な会議録を作成するためには本件録音ICデータが必要不可欠である。書記作成の会議録に疑義が生じた時に、正確な発言内容を確認する際にも本件録音ICデータは必要であり、担当書記の段階を超えて、委員長の確認の段階においても必要不可欠な資料であって、議会及び事務局が組織的に用いるものとして管理しなければならない資料であるから、条例第2条第2項にいうところの「公文書」に該当する。

(イ) 会議録の内容を最終的に確認するとすれば、本件録音ICデータに戻って確認をするのだから、原本はこの本件録音ICデータである。

会議録は必ずしも正確なものではない場合もあり、会議録に載せられていない情報が本件録音ICデータに残っている場合もありうるから、本件録音ICデータと会議録、両方とも公開されて県民の側がその中身を知る

権利のあるものである。

イ その他の主張

(ア) その審議が録音されている文教厚生委員会は、公開の会議で行われている。したがって、本件録音 IC データに非公開情報は含まれておらず、条例第 7 条各号にいう非公開情報には該当しない。対象公文書は存在しかつ条例第 7 条各号の非公開情報には該当しないため、非公開決定を取り消し公開すべきである。

(イ) 会議録の記載内容に重大な誤りが指摘された場合の唯一の確認資料となり得るので、本件録音 IC データを公文書とし、保存年限もきちんと定めておくべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 条例解釈運用基準において、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものではなく、当該組織において業務上必要なものと認められた段階のもの、すなわち、職務上の内部検討（課長、所長等の一定の権限を有する職員を含む内部検討）に付された時点以降のものであってその内容が了解されているものとの記載がある。本件録音 IC データは、担当書記が会議中に作成したメモとともに会議録を作成するために用いるもので、担当書記の段階でしか活用しておらず、担当書記のメモと同様に職員の個人的な検討段階にとどまる資料であるとともに、補助的な資料であり、条例解釈運用基準に記載されているような「組織的に用いるもの」にはあらず、公文書には該当しない。
- (2) 常任委員長の決裁を受けて会議録として確定した段階で公文書となると考えている。
- (3) 通常、録音した IC データは、公文書である会議録が完成し公表した後に、担当書記の判断で消去しており、消去に際しても上司の指示や上司による消去の確認は行っていない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、2015 年 3 月 2 日に開催された文教厚生委員会の審議を録音した IC データである。実施機関の説明によると、本件録音 IC データは、島

根県議会委員会条例（昭和 34 年 3 月 17 日島根県条例第 14 号。）において規定されている委員会の会議録を作成するために担当書記が委員会を録音したものである。本件委員会は、最初から最後まで一般に傍聴を認めており、作成された会議録は県議会のホームページや県政情報センター等で公表されている。

(3) 本件録音 IC データの公文書該当性について

実施機関は、本件録音 IC データについて、会議録を作成するための職員個人の段階の補助的な録音であり、組織的に用いるものにはあらず、公文書には該当しないと主張しているため、本件録音 IC データの公文書該当性について検討する。

ア 条例第 2 条第 2 項について

条例第 2 条第 2 項では、「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

ここで、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成または取得した文書等が職員個人の段階のものではなく、当該組織において業務上必要なものと認められた段階のものを「組織的に用いるもの」、すなわち「組織共用文書」という。

作成した文書等については、課長等の一定の権限を有する者を含めて行われる職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、その内容が了解されており、かつ当該組織において利用可能な状態で管理されているものをいう。このことは、組織としての説明責任を果たすという観点から、作成した文書等が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織として用いる文書等としての実質を備えることとなった時点以降の文書等であるという趣旨である。

具体的には、決裁、供覧済みの文書の他に、職員がパソコン等により作成した電磁的記録のうち、組織の業務上必要なものとして利用・管理されているものなどが該当する。

実施機関が作成や取得する文書等は様々なものがあり、その文書等の性質や利用のされ方などもそれぞれ異なるため、統一的な判断基準を示すことが難しい。仮に「決裁・供覧後の文書等」のように統一的な判断基準を示すと、組織共用文書の範囲を狭めてしまうことになり、結果として原則公開の条例の精神に反することとなる。よって「組織共用文書」該当性については、その文書等の作成、利用、保存や廃棄の状況等を総合的に勘案して実質的に判断することとなる。

イ 本件録音 IC データの利用状況等について

本件録音 IC データは、委員会の会議録を作成するために担当書記が委員会を録音した電磁的記録である。

(ア) 実施機関は補足説明資料で会議録の作成手順について以下のとおり説明している。

- ① 委員会の際に担当書記が職場の複数の IC レコーダーを使用して録音しながらメモを取る。
- ② 委員会終了後、反訳委託先へ会議資料とともに本件録音 IC データを渡す。
- ③ 反訳委託先から文字データが納品され、担当書記がメモや資料を基に、反訳しきれない専門用語、固有名詞、誤字、脱字等の確認・補正作業を

行う。補正後の文字データについて執行部において確認・補正が行われる。

④会議録を起案し、事務局内で回付した後、常任委員長決裁。会議録が確定し、県政情報センター等へ送付（公表）。

⑤県議会ホームページへの会議録の掲載。

また、委員会開催日から会議録の完成・公表までは3か月程度かかり、会議録の県議会ホームページへの掲載は公表から1か月程度の時間を要しており、今回の公文書公開請求は、会議録が確定する直前に請求がなされたとの説明であった。

(イ) 実施機関は、会議録作成の際の本件録音 IC データの取り扱いについては、担当書記の段階でしか活用しておらず、一定の権限を有する職員を含む内部検討に付すこともなく、上司が本件録音 IC データを聞いたり、その消去について指示や確認をすることはないと説明している。これを理由として、実施機関は、本件録音 IC データについて、担当書記が委員会中に取り取るメモと同様に会議録を作成するための職員個人の段階の補助的な録音であり、組織共用性はなく、公文書には該当しないと主張している。

しかし、本件録音 IC データは、委員会を電磁的に記録したものであり、録音が終了した時点で作成が終了しており、正確性も機械的に担保されているので、そもそも一定の権限を有する職員を含む内部検討に付してその内容を了解するというような性質のものではない。

また、本件録音 IC データの取り扱い状況等を検討すると、

①公文書たる会議録を作成するための録音であり、委員会出席者の見える所に録音機を置いているので、出席者は録音については承知していると考えられる。

②職員が委員会中に取り取るメモではなく、会議資料と本件録音 IC データを反訳委託先に渡して公費で反訳作業を依頼している。

③会議録作成途中で内容に疑義が生じた場合には、本件録音 IC データを聞いて内容を確認することもあり得る。

④常任委員長決裁が終わり、会議録が確定するまで録音した IC データを消去せずに担当書記が保管することとしている。

という実施機関の説明からすると、担当書記のみが確認や消去などを行っているとしても、本件録音 IC データは実施機関が現在作成しているような逐語的な会議録を作成するために業務上必要なものとして利用・管理されていると認められる。よって、本件録音 IC データは「組織共用文書」にあたり、条例第2条第2項の公文書に該当する。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関は、常任委員長決裁が終わり確定した会議録が公文書であり、本件録音 IC データは職員個人の段階の補助的な録音であるため公文書に該当しないと、通常は、会議録の完成・公表後に上司の指示や確認等なく、担当書記が録音した IC データを消去していると説明している。

しかし、本件録音 IC データは、その取り扱い状況等から考えると、会議録作成の基礎となるデータであり、一定期間の保管が必要となる公文書であると考え

られることから、実施機関においては、会議録完成後の録音 IC データの保管や廃棄の手続きについて再度検討されたい。

(諮問第122号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成27年7月7日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成27年7月22日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成27年8月7日	異議申立人の意見書を受理
平成27年9月24日 (審査会第1回目)	審議
平成27年10月22日 (審査会第2回目)	審議
平成27年11月19日 (審査会第3回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成27年12月17日 (審査会第4回目)	異議申立人から意見聴取、審議
平成28年1月21日 (審査会第5回目)	審議
平成28年2月18日 (審査会第6回目)	審議
平成28年3月24日 (審査会第7回目)	審議
平成28年4月21日 (審査会第8回目)	審議
平成28年5月19日 (審査会第9回目)	審議
平成28年6月23日 (審査会第10回目)	審議
平成28年7月13日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユー あき	島根県立大学短期大学部教授	
丸山 創	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	